

子 政 発 第000404号
令和2年(2020年)8月24日

医療法人聖粒会 慈恵病院
理事長 蓮田 太二 様

熊本市長 大西 一史



貴院が考える内密出産に関する法令上の取扱い、本市の考え方等について

残暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年(2018年)5月に内密出産を実施したいとの貴院の表明を受け、本市は貴院と意見交換を重ねてまいりました。また、本市は、国に対し、予期せぬ妊娠で悩む妊婦の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、内密出産等についての法整備の検討を要望し、また、指定都市市長会を通じても同様の要望を行ってきたところです。

そのような中、令和元年(2019年)11月21日、貴院は匿名妊婦の受け入れを報道機関へ表明されました。

本市としまして、予期せぬ妊娠で悩む妊婦への支援は、母子の生命身体の安全を守るために極めて重要であると考えており、貴院の切実な想いも理解するところです。

しかしながら、貴院が考える内密出産(以下「内密出産」という。)については、現行法上の取扱いが整理できているとは必ずしもいえない状況にあることから、本市は、内密出産の具体的な内容や手続きに関し、貴院に詳細な確認を行った上で、現行法上の取扱いについて、関係法令を所管する法務省及び厚生労働省に別紙1・2のとおり照会を行いました。

これに対し、令和2年(2020年)7月27日付けで、法務省及び厚生労働省からそれぞれ別紙3・4のとおり回答がありました。

法務省及び厚生労働省からの回答を踏まえ、本市としまして、あらためて検討を行ったところですが、現行法における内密出産の取扱いについては、依然として判然としない点が残されていることから内密出産が現行法上適法といえるのか明確になっ

たとは言い難く、法令に抵触する可能性を否定することは困難であると考えております。

このようなことから、内密出産の実施は、控えていただきますようお願い申し上げます。

法務省及び厚生労働省からの回答の概要、本市の考え方の詳細等は下記のとおりです。

記

1 法務省及び厚生労働省からの回答の概要

本市から、内密出産について、具体的な内容、手続を示した上で、現行法上の取扱いについて照会を行いました。回答の概要については以下のとおりです。

(1) 法務省

法務省からは、内密出産の具体的な内容、手続を示して照会を行ったものの、それに対する回答は示されませんでした。

例えば、戸籍事務の取扱いについては、仮定の事実に基づく照会について戸籍法の解釈や取扱いを回答することは困難であるとして、現行法上の取扱いについて、回答は示されませんでした。なお、一般論として、妊婦が身元を明らかにしないまま医療機関において出産した子について、日本国籍を有していると認められる限り、棄児に準じて戸籍に記載されるとの考えは示されましたが、一般論と明記されているように、本回答は内密出産を必ずしも前提とした回答ではありません。

また、特別養子縁組の可否や、公正証書原本不実記載等罪の成否についても回答は困難とのことでした。

その他、妊婦が身元を明らかにしないまま子を出産することについて医療機関が支援等をするものの当否等については、法務省の所掌に属さないことから、意見を述べることは差し控えさせていただくとのことであり、内密出産を行うことの当否についての回答も示されませんでした。

(2) 厚生労働省

厚生労働省からは、次のとおり回答が示されました。

子どもの出自を知る権利については、「できる限りその父母を知りかつその父

母によって養育される権利を有する」との理念を定めている児童の権利に関する条約及び同条約の精神にのっとった理念が規定されている児童福祉法の趣旨を踏まえ、内密出産が行われる場合には、本市において、行政指導を行うことが必要との考えが示されました。

要保護児童発見者の通告義務については、内密出産により出生した子どもについて、貴院に要保護児童発見者の通告義務が発生すること、児童福祉法の立入調査等については、児童の状況の把握を行うために行われるものであり、その親の氏名等を必ずしも要求するものではないため、母があらかじめ同意した範囲内でのみ情報を開示することとされた場合であっても、直ちにこれらの規定の趣旨に反するものとはいえないとの考えが示されました。また、内密出産における乳児を託す行為については、乳児が適切に監護される仕組みになっており、安全が確保されている場合には、児童虐待には直ちには該当しないとの考えが示されました。

その他、診療録の記載等については、特別な事情により、実名ではなく仮名が記載されていたとしても、直ちに医師法違反とはいえず、当該事実のみをもって医療法の立入検査を行うことは困難等の回答が示されました。

2 内密出産についての本市の考え方

- (1) 法務省の回答では、内密出産の適法性が明確にならなかったことから、貴院及び貴院関係者の行為が法令に抵触する可能性を否定することは困難であると考えております。

この点、法務省の回答において、一般論として、妊婦が身元を明らかにしないまま医療機関において出産した子について、日本国籍を有していると認められる限り、棄児に準じて戸籍に記載されるとの考えは示されたところです。

しかし、内密出産では、妊婦が貴院関係者に身元を明らかにしていることから、内密出産が「妊婦が身元を明らかにしないまま医療機関において出産」に該当するのか、なお判然としておりません。

- (2) 厚生労働省からの回答では、内密出産について、法令に直ちに違反するものではないとの考えが示されました。

もっとも、子どもの出自を知る権利については、児童の権利に関する条約や児童福祉法の趣旨を踏まえ、内密出産が行われる場合には、貴院が適切な措置を行

うよう、行政指導を行うことが必要との考えが示されたところであり、例えば、少なくとも、次のような措置が必要とされています。

- ① 「内密出産」を希望する実親に対し、出自を知る権利について説明を行い、子どもへの身元情報の開示の意義を伝えること
- ② 実親の氏名等の身元情報について、当該病院内でしっかりとした規程に基づき、適切に管理すること
- ③ 統廃合等の事情により当該病院内で身元情報を管理できなくなった場合を想定し、引継ぎ等の対策をしっかりと講じること
- ④ 当該病院に対して子どもが開示請求を行った場合の開示の方法について予め整理をすること

- (3) 法務省の回答を踏まえ、本市としましては、現行法における内密出産の取扱いについては、依然として判然としない点が残されていることから、内密出産が現行法上適法といえるのか明確になったとは言い難く、法令に抵触する可能性を否定することは困難であると考えております。

このようなことから、内密出産の実施は、控えていただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省から示された上記2(2)記載の①から④の事項に照らしみますと、現状の内密出産の手続、内容については、各事項が適切に措置されているということとはできないものと考えておりますことから、この点からも、内密出産の実施は、控えていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

- (4) 子どもの出自を知る権利は重要であり、生まれてくる子どもの権利の保護と、妊娠で悩む妊婦の救済の、双方の利益を考慮していく必要があります。本市としましては、予期せぬ妊娠に関する様々な課題は、一地方自治体・一民間病院で解決できるものではなく、国の責任において検討されるべき課題であり、予期せぬ妊娠で悩む妊婦の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が社会的合意に基づき適切に保障される法制度の整備について、引き続き国に対して要望してまいります。

3 予期せぬ妊娠に関する様々な課題の解決に向けて

貴院におかれましては、妊娠・出産・育児などについて悩みを抱える妊産婦、と

りわけ、予期せぬ妊娠に悩む妊婦の支援として「SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談」に取り組むなど、充実した相談支援に長年にわたりご尽力いただいております。また、経済的に困窮する妊婦を支援する困窮妊婦保護室の設置等、さらに支援の幅を広げられ、より多くの妊産婦や子どもたちの支援に取り組んでいただいております。

本市としましては、予期せぬ妊娠に関する様々な課題について、産前から産後までの切れ目のない支援を行っていくことが必要と考えております。

このため、各区役所保健子ども課に設置している「子育て世代包括支援センター」では、保健師等の専門職が妊娠・出産から産後の養育の悩みまで、一貫して対応する相談体制を構築しております。また、「産前・産後母子支援事業」として、24時間365日体制で電話やメールでの相談を受けるとともに、一人で病院受診ができない方には同行受診の支援を行い、居場所の確保が困難な方には住居を提供するなどのアウトリーチによる相談支援を行っております。

いずれも、妊婦のプライバシーに配慮し、匿名の相談にも対応しております。さらに、各相談では、妊婦の抱える悩みを丁寧に聴き取り、課題を解決するために各種の行政サービスに繋ぐこととしております。

例えば、経済的に困窮している妊婦には「助産施設」を活用していただくことで出産費用の軽減を図り、住居がない母子には「母子生活支援施設」を活用していただくことで安全安心な住環境を確保する等の支援を行っております。また、子育てに不安を抱える妊産婦には「養育支援家庭訪問事業」や「産後ホームヘルプサービス事業」を活用していただくことで育児や家事の支援を行い、さらに子どもを自分では育てられないといった心配ごとを持つ妊産婦には、児童相談所において、特別養子縁組や里親委託等に関する相談に応じております。

これらの支援に加え、予期せぬ妊娠を未然に防ぐためには、性に関する正しい判断と行動ができるための教育が重要となることから、教育委員会において、市立小中学生・市立高校生等に対する「性に関する指導」のほか、専門講師による、命の大切さや性被害及び性感染症をテーマにした「いのちを守る教育」講演会を行っております。

貴院におかれましては、相談業務など予期せぬ妊娠に悩む妊婦の支援を行うに当たり、子どもの出自を知る権利に係る児童の権利に関する条約の理念及び同条約の精神にのっとりた理念が規定されている児童福祉法の趣旨を踏まえご対応いただきますようあらためてお願い申し上げます。

今後も、母子の幸せとよりよい未来のために、予期せぬ妊娠に関する様々な課題の解決に向けて、貴院と十分な連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上

中区民発第 1151 号
令和2年(2020年)2月3日

法務大臣 森 まさこ 様

熊本市長 大西 一史



医療法人聖粒会(慈恵病院)が考える内密出産
の取り扱いについて(照会)

春寒の頃、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本市の戸籍行政については、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、本市は、平成30年5月に医療法人聖粒会の慈恵病院(以下「当該病院」といいます。)から当該病院が考える内密出産を実施したいとの表明を受け、当該病院との意見交換を重ねてまいりました。また、本市からは、国に対し、予期せぬ妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、内密出産制度等についての法整備の検討を要望してきたところであり、また同趣旨の要請を指定都市市長会としても行っております。

国におかれましても、平成30年度に「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法制度に関する調査研究」に取り組み、今年度も引き続き調査研究に取り組まれています。

そのような中、令和元年11月21日に当該病院が匿名妊婦の受け入れを報道機関へ表明し、当該病院が考える内密出産がいつ開始されてもおかしくない状況となっております。

本市といたしましても、予期せぬ妊娠で悩む方への支援は、母子の生命身体の安全を守るために極めて重要であり、当該病院の切実な思いも理解するところでございます。

しかしながら、内密出産については、現行法上の課題が整理できていない状況にあります。

そこで、その内容について当該病院に確認を行った上で、関係法令を所管する御省に照会すべきと考えられる事項を整理しましたので、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、下記第1に係る下記第2の照会事項についてご回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

第1 当該病院が考える出産及び出生届の提出方法等

当該病院が考える出産及び出生届の提出方法等は、次のとおりです。

1 相談段階

- (1) 当該病院は、匿名での出産を希望する妊婦を受け入れ、相談に応じる。
- (2) 当該病院は、氏名等の身元情報を明らかにするよう、妊婦に説得を行う。
- (3) 妊婦が氏名等の身元情報を明らかにしない場合、当該病院の新生児相談室の室長にのみ身元情報を明かして出産を行うこと（以下「内密出産」といいます。）を提案する。

2 決定段階

- (1) 内密出産
妊婦が内密出産を希望した場合、当該病院の産婦人科のスタッフ等による会議を行い、医師である副院長が病院としての意思決定を行う。
- (2) 匿名出産
妊婦が、新生児相談室の室長に対しても、一切の身元情報を明らかにせず、内密出産も希望しない場合には、母の身元情報を確認せず匿名で出産を行う（以下「匿名出産」といいます。）。

3 出産段階

- (1) 診療録には、妊婦の仮名を記載する。
- (2) 妊婦健診や出産に係る費用は当該病院が負担する。

4 出産した妊婦（以下「母」といいます。）の身元情報について

- (1) 母の身元情報の確認・管理は、当該病院の新生児相談室の室長のみが行い、出産を担当する医師、副院長その他の病院関係者は確認しない。
- (2) 母の身元情報の確認方法は、免許証、保険証等により行う。
- (3) 母の身元情報の管理方法は、免許証、保険証等をコピーし、紙媒体を施錠された防犯カメラがある部屋内の鍵付きロッカーに保管することにより行う。
- (4) 母の身元情報を免許証、保険証等で確認できない場合は、内密出産は行わない。なお、この場合に匿名出産を行うことはあり得る。
- (5) 母が日本国籍を有するかについて、当該病院は確認しない。

5 戸籍に係る届出等について

- (1) 出生届の作成は、出産を担当した医師が行い、母の名を空欄又は仮名とするかは、出産後に法務局に相談する。
出生届の提出は、副院長又は新生児相談室の室長が行う。
- (2) 出生届に添付する出生証明書の作成は、医師である副院長が行い、母の名を空欄又は仮名とするかは、出産後に法務局に相談する。
- (3) 当該病院は、戸籍法に基づく法務局の調査において母の身元情報の開示を求

められた場合、母の同意が得られない限り、調査に応じない。

6 特別養子縁組について

- (1) 内密出産で出生した子については、特別養子縁組を検討する。
- (2) 特別養子縁組に係る母の意思確認については、母が仮名で作成する文書（以下、「申述書」という。）により行う。母が文書を作成しない場合は、当該病院の日々の相談記録や診療録等に母の意思を当該病院が記載することによって行う。
- (3) 申述書については、紙媒体で、施錠された防犯カメラがある部屋内の鍵付きロッカーで保管する。申述書と出自証明書はセットで保管する。

第2 照会事項

1 内密出産における戸籍の取り扱いについて

内密出産により出生した子（以下「当該子」といいます。）については、出生届や出生証明書に母の氏名等の身元情報が記載されていません。また、母の身元情報については当該病院が秘匿しており、本市として確認することができません。

これまで、法務局からは、出生届や出生証明書に母の氏名が記載されない等の不備があった場合、個々の事案について、必要な調査を行った上で、現行法での対応（戸籍記載）が可能である旨の回答をいただいているところであり、当該子の戸籍の取り扱いについても、法務局による調査結果如何によって、母の戸籍に記載する、又は当該子の単独戸籍を作成する、あるいは無戸籍として取り扱うという方法があり得るものと思料いたします。

そこで、以下の各場合において、当該子の戸籍について、どのような取り扱いとなるかご教示願います。

(1) 法務局の調査によって母の身元情報を確認できなかった場合

戸籍の作成については、当該子が日本国民であることが前提となると考えられますが、法務局の調査に対して、当該病院が母の身元情報を秘匿し、法務局が他の調査方法によっても母の身元情報が確認できなかった場合、国籍法第2条第1号の「母が日本国民であるとき」に該当せず、当該子を「日本国民とする」ことはできないと考えられます。

次に、国籍法第2条第3号の「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき」に該当するかについては、内密出産により母が当該病院において出産していることは明らかであり、同条同号の「日本で生まれた場合」には該当すると考えられます。

この場合、内密出産により母の存在は明らかであったとしても、母の身元情報が確認できないことから、同条同号の「父母がともに知れないとき」に該当するものとして、当該子を「日本国民とする」ことを前提に、当該子の単独戸籍を作成することとなります。

- (2) 法務局の調査によって母の身元情報が明らかとなり、母が日本国民であることが確認できた場合

法務局の調査に対して、当該病院が母の身元情報を秘匿しているが、法務局が何らかの方法により母の身元情報が確認できた場合、母が日本国民であれば、国籍法第2条第1号の「母が日本国民であるとき」に該当することから、当該子を「日本国民とする」ことになると考えられます。

この場合、当該子の戸籍について、当該病院が母の身元情報を秘匿することを主張したとしても、母の戸籍に記載することとなりますか、又は、当該子の単独戸籍を作成することとなりますか、あるいは、無戸籍として取り扱うこととなりますか。

- (3) 法務局の調査によって母の身元情報が明らかとなったが、母が日本国民ではなかった場合

ア 父が日本国民であることが確認できた場合

法務局の調査により、母の身元情報を確認できたが、母が日本国民ではなかった場合、父が日本国民であれば、国籍法第2条第1号「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」又は同条第2号「出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき」に該当するものとして、当該子を「日本国民とする」ことになると考えられます。

この場合、当該子の戸籍について、父の戸籍に記載することとなりますか、当該子の単独戸籍を作成することとなりますか、あるいは、無戸籍として取り扱うこととなりますか。

イ 父が日本国民であることを確認できなかった場合

法務局の調査により、母の身元情報を確認できたが、母が日本国民ではなく、父も日本国民ではなかった場合、当該子を「日本国民とする」ことはできないことから、当該子の戸籍を作成することができず、無戸籍として取り扱うこととなりますか。

2 匿名出産における戸籍の取り扱いについて

上記第1・2・(2)により、内密出産ではなく匿名出産により当該病院で出生した子については、母の身元情報を当該病院も把握しておらず、確認することができません。

法務局による調査によっても、母の身元情報を確認できなかった場合、当該子の戸籍をどのように取り扱うこととなりますか。

3 法務局の調査（戸籍法第3条第3項）について

法務局は、戸籍法第3条第3項に基づき、「必要があると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求める

ことができる」とされ、調査権を有しているところ、上記第1の内密出産が行われた場合には、母の身元情報を知る当該病院の新生児相談室の室長や病院に対し、母の身元情報について明らかとなるよう、質問、免許証のコピー等の提出を求めることができると考えられます。

この場合、当該病院の関係者は、法務局の調査に応じる義務があるでしょうか。

4 出生届及び出生証明書について

(1) 戸籍法違反

ア 出生届

戸籍法第15条は、戸籍の記載は「届出」等によると規定し、同法第49条第1項は「出生の届出は、十四日以内（国外で出生があつたときは、三箇月以内）にこれをしなければならない」として、出生の届出義務を規定しているところ、出生の届出の記載事項については、同条第2項が「届書には、次の事項を記載しなければならない」と規定し、同項第3号が「母の氏名及び本籍」についての記載義務を規定しています。

また、戸籍法第52条第3項は、出生の届出は、母等が届出をできない場合には、「出産に立ち会った医師、助産師又はその他の者」が届出をしなければならないと規定しています。

そこで、次の①から③の場合に戸籍法違反となるか、ご教示ください。

①当該病院の医師は、病院としての意思決定に基づき内密出産を行うことによって、当該病院の新生児相談室の室長が母の氏名等の身元情報を確認しているにもかかわらず、組織的に敢えて母の氏名を記載せず出生届を作成するものとも考えられますが、この行為は戸籍法第49条第2項第3号違反となるか、又はその趣旨に反しないか、ご教示ください。

②戸籍法第52条の「出産に立ち会った医師」である当該病院の副院長は、病院としての意思決定に基づき内密出産を行うことによって、当該病院の新生児相談室の室長が母の氏名等の身元情報を確認しているにもかかわらず、組織的に敢えて母の氏名が記載されていない出生届を提出するものとも考えられますが、この行為は戸籍法第52条第3項違反となるか、又はその趣旨に反しないか、ご教示ください。

③戸籍法第52条の「出産に立ち会った」「その他の者」である新生児相談室の室長が、母の氏名等の身元情報を知りながら、母の氏名が記載されていない出生届を提出する行為は、戸籍法第52条第3項違反となるか、又はその趣旨に反しないか、ご教示ください。

イ 出生証明書

戸籍法第49条第3項は、「医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従ってそのうちの一人が法務

省令・厚生労働省令の定めるところによって作成する出生証明書を届書に添付しなければならない」として、出産に立ち会った者が出生証明書を作成し、出生届に添付すべき義務を規定しているところ、出生証明書の記載事項については、出生証明書の様式等を定める省令第1条が「医師、助産師又はその他の出産立会者が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載し、記名押印又は署名をしなければならない。」と規定し、同条6号が「母の氏名」についての記載義務を規定しています

当該病院の医師である副院長が、病院としての意思決定に基づき内密出産を行うことによって、当該病院の新生児相談室の室長が母の氏名等の身元情報を確認しているにもかかわらず、組織的に敢えて母の氏名を記載せず出生証明書を作成する行為は、戸籍法第49条第3項及び出生証明書の様式等を定める省令第1条第6号に違反となるか、又はその趣旨に反しないか、ご教示ください。

(2) 公正証書原本不実記載等

当該病院の医師である副院長が、病院としての意思決定に基づき内密出産を行うことによって、当該病院の新生児相談室の室長が母の氏名等の身元情報を確認しているにもかかわらず、母の氏名等の身元情報を明らかにせず、出生届及び出生証明書を提出する行為は、刑法第157条第1項の「公務員に対し虚偽の申立て」を行うことに該当するか、ご教示ください。

また、副院長の同行為により、当該子が母の戸籍には記載されず、当該子の単独戸籍が作成された場合に、同人が「戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせた者」に該当するか、ご教示ください。

併せて、副院長の同行為は、公正証書原本不実記載等罪又は同罪の未遂罪に該当するかについて、ご教示ください。

また、上記1の内密出産及び出生の届及び出生証明書を提出する行為は、病院としての意思決定に基づくものであることから、当該決定に関与した産婦人科のスタッフ、医師、新生児相談室の室長等の病院関係者は、同罪又は同罪の未遂罪の共謀共同正犯に該当するかについて、ご教示ください。

5 内密出産による戸籍制度への影響について

我が国の戸籍制度は、日本国民の国籍とその親族的身分関係（夫婦、親子、兄弟姉妹等）を戸籍簿に登録し、これを公証する制度であり、また、人の身分関係の形成（婚姻、離婚、縁組、離縁等）に関与する制度でもあります。

上記第1の内密出産によって出生した子について、父母の戸籍に入らない単独戸籍を作成することとなった場合、母の氏名等の身元情報を秘匿することが結果的に単独戸籍を発生させることとなり、戸籍制度の趣旨、目的に反することになるとも考えられますが、いかがでしょうか。

6 特別養子縁組について

特別養子縁組には、原則として、父母の同意が必要とされていますが（民法第817条の6）、上記第1・6のとおり、氏名等の身元情報を明らかにしない仮名による母の同意によって、特別養子縁組を行うことは可能でしょうか。

また、母の意思の確認ができない場合、父母の同意が不要であるとして、内密出産によって出生した子の特別養子縁組は可能でしょうか。

なお、当該病院が考える内密出産につきましては、今後も引き続き御省に照会をさせていただき可能性が有りますことを申し添えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【回答希望期限】 令和2年（2020年） 2月 21日

【添付書類】

- ・ 慈恵病院への確認事項と回答内容

子政発第000822号
令和2年(2020年)2月3日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

熊本市長 大西 一史



医療法人聖粒会(慈恵病院)が考える内密出産
の取り扱いについて(照会)

春寒の頃、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本市の保健福祉行政については、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、本市は、平成30年5月に医療法人聖粒会の慈恵病院(以下「当該病院」といいます。)から当該病院が考える内密出産を実施したいとの表明を受け、当該病院との意見交換を重ねてまいりました。また、本市からは、国に対し、予期せぬ妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、内密出産制度等についての法整備の検討を要望してきたところであります。また同趣旨の要請を指定都市市長会としても行っております。

国におかれましても、平成30年度に「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法制度に関する調査研究」に取り組み、今年度も引き続き調査研究に取り組まれています。

そのような中、令和元年11月21日に当該病院が匿名妊婦の受け入れを報道機関へ表明し、当該病院が考える内密出産がいつ開始されてもおかしくない状況となっております。

本市といたしましても、予期せぬ妊娠で悩む方への支援は、母子の生命身体の安全を守るために極めて重要であり、当該病院の切実な想いも理解するところでございます。

しかしながら、内密出産については、現行法上の課題が整理できているとはいえない状況にあります。

そこで、その内容について当該病院に確認を行った上で、関係法令を所管する御省に照会すべきと考えられる事項を整理しましたので、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、下記第1に係る下記第2の照会事項についてご回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

第1 当該病院が考える出産及び出生届の提出方法等

当該病院が考える出産及び出生届の提出方法等は、次のとおりです。

1 相談段階

- (1) 当該病院は、匿名での出産を希望する妊婦を受け入れ、相談に応じる。
- (2) 当該病院は、氏名等の身元情報を明らかにするよう、妊婦に説得を行う。
- (3) 妊婦が氏名等の身元情報を明らかにしない場合、当該病院の新生児相談室の室長にのみ身元情報を明かして出産を行うこと（以下「内密出産」といいます。）を提案する。

2 決定段階

- (1) 内密出産
妊婦が内密出産を希望した場合、当該病院の産婦人科のスタッフ等による会議を行い、医師である副院長が病院としての意思決定を行う。
- (2) 匿名出産
妊婦が、新生児相談室の室長に対しても、一切の身元情報を明らかにせず、内密出産も希望しない場合には、母の身元情報を確認せず匿名で出産を行う（以下「匿名出産」といいます。）。

3 出産段階

- (1) 診療録には、妊婦の仮名を記載する。
- (2) 妊婦健診や出産に係る費用は当該病院が負担する。

4 出産した妊婦（以下「母」といいます。）の身元情報について

- (1) 母の身元情報の確認・管理は、当該病院の新生児相談室の室長のみが行い、出産を担当する医師、副院長その他の病院関係者は確認しない。
- (2) 母の身元情報の確認方法は、免許証、保険証等により行う。
- (3) 母の身元情報の管理方法は、免許証、保険証等をコピーし、紙媒体を施錠された防犯カメラがある部屋内の鍵付きロッカーに保管することにより行う。
- (4) 母の身元情報を免許証、保険証等で確認できない場合は、内密出産は行わない。なお、この場合に匿名出産を行うことはあり得る。
- (5) 母が日本国籍を有するかについて、当該病院は確認しない。

5 戸籍に係る届出等について

- (1) 出生届の作成は、出産を担当した医師が行い、母の名を空欄又は仮名とするかは、出産後に法務局に相談する。
出生届の提出は、副院長又は新生児相談室の室長が行う。
- (2) 出生届に添付する出生証明書の作成は、医師である副院長が行い、母の名を空欄又は仮名とするかは、出産後に法務局に相談する。
- (3) 当該病院は、戸籍法に基づく法務局の調査において母の身元情報の開示を求め

られた場合、母の同意が得られない限り、調査に応じない。

6 特別養子縁組について

- (1) 内密出産で出生した子については、特別養子縁組を検討する。
- (2) 特別養子縁組に係る母の意思確認については、母が仮名で作成する文書（以下「申述書」という。）により行う。母が文書を作成しない場合は、当該病院の日々の相談記録や診療録等に母の意思を当該病院が記載することによって行う。
- (3) 申述書については、紙媒体で、施錠された防犯カメラがある部屋内の鍵付きロッカーで保管する。申述書と出自証明書はセットで保管する。

第2 照会事項

1 子どもの出自を知る権利について

児童の権利に関する条約第7条第1項は、児童はできる限りその父母を知る権利を有すると規定し、児童福祉法第1条においても、全て児童は児童の権利に関する条約の精神にのっとり福祉を等しく保障される権利を有すると規定しています。

また、いわゆる内密出産制度は、諸外国において、出自を知る権利を保障するために法制度が整備されてきたという経緯があります。

しかし、上記第1の内密出産では、母の氏名等の身元情報を民間病院が安全かつ永久的に保管していくことができるのか、また、将来において、子どもが自らの出自に関する情報を知りたいと考えた際に、いつ、どのような手続きを経て当該情報が公開されるのか、さらには、母が当該情報の開示を拒否する意思を示した場合に、子どもと母の双方の利益衡量をどのように判断するか等についても明らかではありません。

また、当該病院は、妊婦が内密出産を希望しない場合には匿名出産を行うとしており、内密出産と比較して、子どもの出自を知る権利が担保されない可能性がさらに高まることが予想されます。

このような上記第1の内密出産は、子どもの出自を知る権利を侵害するものとして、児童の権利に関する条約第7条第1項の趣旨に反しないか、ご教示ください。

また、児童福祉法第2条第1項は、全ての国民が児童の最善の利益を優先して考慮すべきことを規定していますが、当該病院が上記第1の内密出産を行うことは、子どもの出自を知る権利を侵害し、児童の最善の利益に反するものとして、児童福祉法第2条第1項に違反しないか、ご教示ください。

併せて、児童福祉法第2条第3項は、国及び地方公共団体が、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことを規定し、同法第3条の3第1項は、市町村が児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならないことを規定していますが、市町村が上記第1の内密出産を適法なものとして取り扱うことが、児童福祉法第2条第3項、同法第3条の3第1項に違反しないか、

ご教示ください。

2 要保護児童発見者の通告義務の有無について

上記第1の内密出産により出生した子は、要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項）に該当すると考えられるところ、要保護児童を発見した者は、児童相談所等に通告しなければならないとされています（同法第25条第1項）。

上記第1の内密出産では、当該病院は児童相談所に対して、要保護児童としての通告は行うとはしているものの、母の利益、個人情報を守る立場にあるため、母の同意のある範囲での通告になるとしており、通告内容に母の氏名等の身元情報は含まれていません。

このような通告は、要保護児童としての通告内容として、児童福祉法第25条第1項に違反しないか、ご教示ください。

3 診療録の記載について

医師法第24条第1項は医師の診療録記載義務について規定し、同法施行規則第23条は診療録の記載事項として、診療を受けた者の住所、氏名等を規定しています。

上記第1の内密出産では、医師が診療録に母の仮名を記載するとしていますが、このことが医師法第24条第1項及び同法施行規則第23条に違反しないか、ご教示ください。

また、医師法第24条第1項及び同法施行規則第23条に違反するとした場合、同法第33条の2第1号の罰則の適用があるかについて、ご教示ください。

4 立入検査等について（医療法）

医療法第25条第2項は、医療機関において法令に違反していることが疑われる場合の物件の提出命令や立入検査について規定しています。

上記第1の内密出産について、上記照会事項1及び2については児童福祉法、同3については医師法違反が疑われるとして、当該病院に対し、母の氏名等の身元情報に係る物件について提出を命じ、又は立入検査等を行うことは可能でしょうか。

また、母の氏名等の身元情報に係る物件について提出を命じ、又は立入検査等を行った場合、当該病院は、母があらかじめ開示に同意した範囲内でのみ情報を開示することとしており、母の氏名等の身元情報の開示には応じないとしています。そのような対応が医療法第25条第2項の趣旨に反しないか、ご教示ください。

5 立入調査等について（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律）

(1) 児童福祉法第10条第1項第3号は、市が児童の福祉に関し必要な調査及び指導を行うことを規定し、同法第25条の6は、児童相談所が要保護児童としての

通告を受けた場合において、必要があると認めるときは速やかに当該児童の状況の把握を行うものと規定しています。

上記1の内密出産が行われた場合、児童の出自を知る権利を保障し、児童の最善の利益（児童福祉法第2条）を図るために、母の氏名等の身元情報を確認する必要があるとして、当該病院に対し、児童福祉法第10条第1項第3号又は同法第25条の6に基づく調査を行うことは可能でしょうか。

また、調査を行った場合、当該病院は、要保護児童としての通告は行うが、母があらかじめ開示に同意した範囲内でのみ情報を開示することとしており、母の氏名等の身元情報の開示には応じないとしています。そのような対応が、児童福祉法第10条第1項第3号又は同法第25条の6の趣旨に反しないか、ご教示ください。

- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第9条は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童相談所が児童の居所に立ち入り、調査又は質問を行い、「正当の理由がない」のに、これに応じない場合には、罰則の適用（児童福祉法第61条の5）があることを規定しています。

上記第1の内密出産は、出産後に母が自ら養育を行わないことから児童虐待の防止等に関する法律第2条第3号「保護者としての監護を著しく怠ること」に該当するおそれがあるとして、母の氏名等の身元情報を確認するため、当該病院に対し、立入調査等を行うことは可能でしょうか。

また、立入調査等を行った場合、当該病院は、母があらかじめ開示に同意した範囲内でのみ情報を開示することとしており、母の氏名等の身元情報の開示には応じないとしています。そのような対応が児童福祉法第61条の5の「正当な理由がない」に該当するかについて、ご教示ください。

6 医療保険について

医療保険制度上、上記第1の内密出産の場合、保険の加入状況が確認できず、健康保険給付が受けられないおそれがあると考えられますが、出産に係る医療費を誰がどのように負担するべきか、ご教示ください。

また、出生した子の医療保険の加入について、どのように取り扱うべきか、ご教示ください。

なお、当該病院が考える内密出産につきましては、今後も引き続き御省に照会をさせていただき可能性が有りますことを申し添えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【回答希望期限】令和2年（2020年） 2月21日

【添付書類】

・慈恵病院への確認事項と回答内容

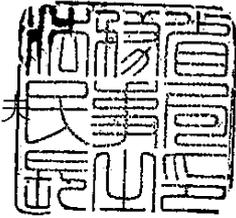


法務省民一第1042号

令和2年7月27日

熊本市長 大西一史 殿

法務省民事局長 小出邦夫



医療法人聖粒会（慈恵病院）が考える内密出産の取扱いについて（回答）
本年2月3日付け中区民発第1151号をもって貴職から法務大臣に照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 戸籍事務の取扱いについて

戸籍事務は、具体的な事案に応じて適切に処理されるべきものであり、仮定の事実に基づく照会について戸籍法の解釈や戸籍の取扱いを回答することは困難である。

なお、妊婦が身元を明らかにしないまま医療機関において出産した子は、父母が不明であるという点においては、棄児と共通するところ、一般論として、出生届書に記載された子は、日本国籍を有していると認められる限り、戸籍に記載されることになり、その記載は棄児に準じたものとなると考えられる。棄児の戸籍については、市町村長は調書を作成しこれを届書とみなすとされているところ（戸籍法第57条）、父母の氏名及び本籍は不明であるから調書には記載はされないが、戸籍には父母欄を空欄として棄児を記載することとしている。

2 特別養子縁組について

特別養子縁組の成立要件は、民法第817条の2以下に規定されている（養親となる者の夫婦共同縁組、養親となる者の年齢、養子となる者の年齢、父母の同意、縁組の必要性等）。これによれば、特別養子縁組を成立させるためには、原則として「父母の同意」があることを要する（民法第817条の6本文）が、例外的に「父母がその意思を表示することができない場合」や「養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」には、父母の同意を

要しないこととされている（同条ただし書）。もつとも、これらの要件を充たすか否かの判断は、具体的事件に係属する裁判所において判断されるべきものであるから、法務省として、一概に回答することは困難である。

3 公正証書原本不実記載等罪について

犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべきものであり、回答は困難である。

4 その他

妊婦が身元を明らかにしないまま子を出産することについて医療機関が支援等をするものの当否等については、法務省の所掌に属さないことから、意見を述べることは差し控えさせていただく。

医政発0727第3号
子発0727第1号
保発0727第1号
令和2年7月27日

熊本市長 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省保険局長
(公印省略)

医療法人聖粒会（慈恵病院）が考える内密出産の取扱いについて（回答）

貴殿より令和2年2月3日に子政発第000822号をもって照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

記

1. 子どもの出自を知る権利について

「子どもの出自を知る権利」については、児童の権利に関する条約で定められているとおり、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」（第7条第1項）との理念を定めている。児童福祉法（昭和22年法律第164号）の総則規定においても、児童の権利に関する条約の精神にのっとった理念が改めて規定されている。

これらの規定の趣旨を踏まえ、医療法人聖粒会（慈恵病院）が考える内密出産（以下単に「内密出産」という。）が行われる場合には、貴殿において、例えば、少なくとも以下のような措置を適切に行うよう、当該病院に対し指導することが必要と考えられる。

- ① 「内密出産」を希望する実親に対し、出自を知る権利について説明を行い、子どもへの身元情報の開示の意義を伝えること
- ② 実親の氏名等の身元情報について、当該病院内でしっかりとした規程に基づき、適切に管理すること
- ③ 統廃合等の事情により当該病院内で身元情報を管理できなくなった場合を想定し、引継ぎ等の対策をしっかりと講じること
- ④ 当該病院に対して子どもが開示請求を行った場合の開示の方法について予め整理をすること

2. 要保護児童発見者の通告義務の有無について

児童福祉法第 25 条第 1 項に規定する要保護児童発見者の通告義務は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の把握の端緒として設けられたものであり、内密出産により出生した子どもは現に監督保護している者がいないことから、要保護児童に該当すると考えられるため、通告義務は発生する。

一方で、同項に規定する通告義務の対象は要保護児童であり、その親の氏名等を必ずしも要求するものではないため、親の情報を秘匿して通告を行ったからといって直ちに当該義務の違反となるものではない。

3. 診療録の記載について

診療録については、診療の経過を正確に記録しておくことが、一人の患者に対する治療方針の一貫性の担保、医師や医療機関に対する行政上の指導監督などのために重要であることから、医師や医療機関に対し、診療録を記録し、保存することを義務付けているものである。

この診療録については、医師法第 24 条第 1 項に定めがあり、医師法施行規則第 23 条に記載事項として、「診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢」とある。特別な事情により、担当医に対して妊婦が実名を明かさない場合に、結果として診療録に実名ではなく仮名が記載されていたとしても、直ちに医師法（昭和 23 年法律第 201 号）違法とはいえないものであるが、一貫した治療の担保等の観点から、仮名と実名を後で紐づけることが可能となっていることが望ましい。

4. 立入検査等について（医療法）

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項及び第 2 項に規定する検査は、都道府県等が、医療機関において医師法等の法令違反が疑われる場合に、適切な医療を確保する等の目的を達するために行うことができるものである。当該検査の実施の可否については、個別具体的な事案により判断するものであるが、今般お尋ねの診療録の記載については、3. にあるとおり直ちに医師法違反とはいえないため、当該事実のみをもって検査を行うことは困難である。

なお、一般論として、仮に医師法等の法令違反が疑われる事例について法第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく検査を実施する必要がある場合であっても、医療機関をはじめとする関係者に対し、検査の趣旨や必要性等を丁寧に説明し理解を得つつ検査を行う等、適切な対応に努められたい。

5. 立入調査等について（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律）

（1）児童福祉法について

個別具体的な事案の様態によるため、一概には整理が出来ないが、一般論として、児童福祉法第 10 条第 1 項第 3 号は「児童及び妊産婦の福祉に関し…必要な調査」を行うこと、同法第 25 条の 6 は「児童の状況の把握を行う」こととしており、必要がある場合には、保護者の身元情報についても調査しうるものと考えられる。

一方で、同法に基づく調査については、児童の状況の把握を行うために行われるもの

であり、その親の氏名等を必ずしも要求するものではないため、母があらかじめ開示に同意した範囲内でのみ情報を開示することとされた場合であっても、直ちにこれらの規定の趣旨に反するものとはいえないと考えられる。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律について

個別具体的な事案の様態によるため、一概には整理が出来ないが、一般論として、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条第3号は「保護者としての監護を著しく怠ること」について児童虐待と位置付けており、内密出産の場合にも、児童虐待に該当するおそれがある場合には、同法9条に規定される立入調査を行うことは可能である。

一方で、乳児を託す行為について、児童の遺棄に当たり、児童虐待に該当する可能性があるものの、預けられた乳児が適切に監護される仕組みになっており、安全が確保されている場合には、児童虐待には直ちには該当しないものと考えられている。内密出産についても、出産した乳児が適切に監護される仕組みになっている限りにおいて、同様の整理になるものと考えられる。

6. 医療保険について

通常分娩を行う際の費用は自由診療に要する費用として医療機関と診療を受ける者とが個別に締結する診療契約において決定されるものであるため、自費負担となる。その上で、出産育児一時金が支給されることとなるが、被保険者や被扶養者が出産したという事実を証明できない場合には、出産育児一時金の支給は困難である。

また、異常分娩の際には、保険給付として療養の給付を受けることもあり得るが、仮名や匿名で保険診療を行うことはできない。

出生した子の医療保険の加入については、例えば、児童福祉施設等へ入所する場合は、条例により国民健康保険の適用除外となり、児童福祉法による公費負担で医療を受けられること、特別養子縁組が成立した場合は、養親が加入する医療保険に加入することが考えられる。

慈恵病院が考える内密出産についての国の回答

法務省の回答

本市の照会内容	法務省の回答内容	慈恵病院が考える内密出産についての回答の有無（及び内容）
<p>1 内密出産における戸籍の取り扱いについて</p> <p>内密出産により出生した子（以下「当該子」といいます。）については、出生届や出生証明書に母の氏名等の身元情報が記載されていません。また、母の身元情報については当該病院が秘匿しており、本市として確認することができません。</p> <p>これまで、法務局からは、出生届や出生証明書に母の氏名が記載されない等の不備があった場合、個々の事案について、必要な調査を行った上で、現行法での対応（戸籍記載）が可能である旨の回答をいただいているところであり、当該子の戸籍の取り扱いについても、法務局による調査結果如何によって、母の戸籍の取り扱いは記載する、又は当該子の単独戸籍を作成する、あるいは無戸籍として取り扱うという方法があり得るものと思料いたします。</p> <p>そこで、以下の各場合において、当該子の戸籍について、どのような取り扱いとなるかご教示願います。</p>	<p>戸籍事務は、具体的な事案に応じて適切に処理されるべきものであり、仮定の事案に基づく照会について戸籍法の解釈や戸籍の取扱いを回答することは困難である。</p> <p>なお、妊婦が身元を明らかにしないまま医療機関において出産した子は、父母が不明であるという点においては、棄児と共通するところ、一般論として、出生届書に記載された子は、日本国籍を有していると認められる限り、戸籍に記載されることになり、その記載は棄児に準じたものとなると考えられる。棄児の戸籍については、市町村長は調書を作成しこれを届書とみなすとされているところ（戸籍法第57条）、父母の氏名及び本籍は不明であるから調書には記載はされないが、戸籍には父母欄を空欄として棄児を記載することとしている。</p>	
<p>(1) 法務局の調査によって母の身元情報を確認できなかった場合</p> <p>戸籍の作成については、当該子が日本国民であることが前提となると考えられますが、法務局の調査に対して、当該病院が母の身元情報を秘匿し、法務局が他の調査方法によっても母の身元情報が確認できなかった場合、国籍法第2条第1号の「母が日本国民であるとき」に該当せず、当該子を「日本国民とする」ことはできないと考えられます。</p> <p>次に、国籍法第2条第3号の「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき」に該当するかについては、内密出産により母が当該病院において出産していることは明らかであり、同条同号の「日本で生まれた場合」には該当すると考えられます。</p> <p>この場合、内密出産により母の存在は明らかであったとしても、母の身元情報が確認できないことから、同条同号の「父母がともに知れないとき」に該当するものとして、当該子を「日本国民とする」ことを前提に、当該子の単独戸籍を作成することとなりますか。</p>	<p>戸籍事務は、具体的な事案に応じて適切に処理されるべきものであり、仮定の事案に基づく照会について戸籍法の解釈や戸籍の取扱いを回答することは困難である。</p> <p>なお、妊婦が身元を明らかにしないまま医療機関において出産した子は、父母が不明であるという点においては、棄児と共通するところ、一般論として、出生届書に記載された子は、日本国籍を有していると認められる限り、戸籍に記載されることになり、その記載は棄児に準じたものとなると考えられる。棄児の戸籍については、市町村長は調書を作成しこれを届書とみなすとされているところ（戸籍法第57条）、父母の氏名及び本籍は不明であるから調書には記載はされないが、戸籍には父母欄を空欄として棄児を記載することとしている。</p>	<p>○ 慈恵病院が考える内密出産について回答なし。</p> <p>〔仮定の事案に基づく照会について戸籍法の解釈や戸籍の取扱いを回答することは困難とのことから、現行法上の取扱いが不明。〕</p>

慈恵病院が考える内密出産についての国の回答

法務省の回答

本市の照会内容	法務省の回答内容	慈恵病院が考える内密出産についての回答の有無（及び内容）
<p>(2) 法務局の調査によって母の身元情報が明らかとなり、母が日本国民であることが確認できた場合 法務局の調査に対して、当該病院が母の身元情報を秘匿しているが、法務局が何らかの方法により母の身元情報が確認できた場合、母が日本国民であれば、国籍法第2条第1号の「母が日本国民であるとき」に該当することから、当該子を「日本国民とする」ことになると考えられます。 この場合、当該子の戸籍について、当該病院が母の身元情報を秘匿することを主張したとしても、母の戸籍に記載することとなりますが、又は、当該子の単独戸籍を作成することとなりますが、あるいは、無戸籍として取り扱うこととなりますか。</p>		
<p>(3) 法務局の調査によって母の身元情報が明らかとなったが、母が日本国民ではなかった場合 ア 父が日本国民であることが確認できた場合 法務局の調査により、母の身元情報を確認できたが、母が日本国民ではなかった場合、父が日本国民であれば、国籍法第2条第1号「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」又は同条第2号「出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき」に該当するものとして、当該子を「日本国民とする」ことになると考えられます。 この場合、当該子の戸籍について、父の戸籍に記載することとなりますが、当該子の単独戸籍を作成することとなりますが、あるいは、無戸籍として取り扱うこととなりますか。</p>		
<p>イ 父が日本国民であることを確認できなかった場合 法務局の調査により、母の身元情報を確認できたが、母が日本国民ではなく、父も日本国民ではなかった場合、当該子を「日本国民とする」ことはできないことから、当該子の戸籍を作成することできず、無戸籍として取り扱うこととなりますか。</p>		
<p>2 匿名出産における戸籍の取り扱いについて 上記第1・2・(2)により、内密出産ではなく匿名出産により当該病院で出生した子については、母の身元情報を当該病院も把握しておらず、確認することができません。 法務局による調査によっても、母の身元情報を確認できなかった場合、当該子の戸籍をどのように取り扱うこととなりますか。</p>		

慈恵病院が考える内密出産についての国の回答

法務省の回答

本市の照会内容	法務省の回答内容	慈恵病院が考える内密出産についての回答の有無（及び内容）
<p>3 法務局の調査（戸籍法第3条第3項）について</p> <p>法務局は、戸籍法第3条第3項に基づき、「必要があると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができる」とされ、調査権を有しているところ、上記第1の内密出産が行われた場合には、母の身元情報を当該病院の新生児相談室の室長や病院に対し、母の身元情報について明らかとなるよう、質問、免許証のコピー等の提出を求めることができると考えられます。</p> <p>この場合、当該病院の関係者は、法務局の調査に応じる義務があるでしょうか。</p>		
<p>4 出生届及び出生証明書について</p>		
<p>(1) 戸籍法違反</p>		
<p>ア 出生届</p> <p>戸籍法第15条は、戸籍の記載は「届出」等によると規定し、同法第49条第1項は「出生の届出は、十四日以内（国外で出生があったときは、三箇月以内）にこれをしなければならぬ」として、出生の届出義務を規定しているところ、出生の届出の記載事項については、同条第2項が「届書には、次の事項を記載しなければならぬ」と規定し、同項第3号が「母の氏名及び本籍」についての記載義務を規定しています。</p> <p>また、戸籍法第52条第3項は、出生の届出は、母等が届出をできない場合には、「出産に立ち会った医師、助産師又はその他の者」が届出をしなければならぬと規定しています。</p> <p>そこで、次の①から③の場合に戸籍法違反となるか、ご教示ください。</p> <p>① 当該病院の医師は、病院としての意思決定に基づき内密出産を行うことになって、当該病院の新生児相談室の室長が母の氏名等の身元情報を確認しているにもかかわらず、組織的に取って母の氏名を記載せず出生届を作成するものとも考えられますが、この行為は戸籍法第49条第2項第3号違反となるか、又はその趣旨に反しないか、ご教示ください。</p> <p>② 戸籍法第52条の「出産に立ち会った医師」である当該病院の副院長は、病院としての意思決定に基づき内密出産を行うことになって、当該病院の新生児相談室の室長が母の氏名等の身元情報を確認しているにもかかわらず、組織的に取って母の氏名が記載されていない出生届を提出するものとも考えられますが、この行為は戸籍法第52条第3項違反となるか、又はその趣旨に反しないか、ご教示ください。</p> <p>③ 戸籍法第52条の「出産に立ち会った」「その他の者」である新生児相談室の室長が、母の氏名等の身元情報を知りながら、母の氏名が記載されていない出生届を提出する行為は、戸籍法第52条第3項違反となるか、又はその趣旨に反しないか、ご教示ください。</p>	<p>妊婦が身元を明らかにしないまま子を出産することについて医療機関が支援をすることの可否等については、法務省の所掌に属さないことから、意見を述べることができません。</p> <p>○ 慈恵病院が考える内密出産について回答なし。</p>	

慈恵病院が考える内密出産についての国の回答

法務省の回答

本市の照会内容	法務省の回答内容	慈恵病院が考える内密出産についての回答の有無（及び内容）
<p>イ 出生証明書</p> <p>戸籍法第49条第3項は、「医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従ってそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところにより作成する出生証明書を書面に添付しなければならない」として、出生に立ち会った者が出生証明書を作成し、出生届に添付すべき義務を規定しているところ、出生証明書の記載事項については、出生証明書の様式等を定める省令第1条が「医師、助産師又はその他の出生立会者が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載し、記名押印又は署名をしなければならない。」と規定し、同条6号が「母の氏名」についての記載義務を規定しています</p> <p>当該病院の医師である副院長が、病院としての意思決定に基づき内密出産を行うことよって、当該病院の新生児相談室の室長が母の氏名等の身元情報を確認しているにもかかわらず、組織的に欺えて母の氏名を記載せず出生証明書を作成する行為は、戸籍法第49条第3項及び出生証明書の様式等を定める省令第1条第6号に違反となるか、又はその趣旨に反しないか、ご教示ください。</p>		
<p>(2) 公正証書原本不実記載等</p>		
<p>当該病院の医師である副院長が、病院としての意思決定に基づき内密出産を行うことよって、当該病院の新生児相談室の室長が母の氏名等の身元情報を確認しているにもかかわらず、母の氏名等の身元情報を明らかにせず、出生届及び出生証明書を提出する行為は、刑法第157条第1項の「公務員に対し虚偽の申立て」を行うことに該当するか、ご教示ください。</p> <p>また、副院長の同行為により、当該子が母の戸籍には記載されず、当該子の単独戸籍が作成された場合に、同人が「戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせた者」に該当するか、ご教示ください。</p> <p>併せて、副院長の同行為は、公正証書原本不実記載等罪又は同罪の未遂罪に該当するかについて、ご教示ください。</p> <p>また、上記1の内密出産及び出生の届及び出生証明書を提出する行為は、病院としての意思決定に基づくものであることから、当該決定に関与した産婦人科のスタッフ、医師、新生児相談室の室長等の病院関係者は、同罪又は同罪の未遂罪の共謀共同正犯に該当するかについて、ご教示ください。</p>	<p>犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべきものであり、回答は困難である。</p> <p>[回答は困難とのことから、犯罪の成否は不明。]</p>	<p>○ 慈恵病院が考える内密出産について回答なし。</p>

慈恵病院が考える内密出産についての国の回答

法務省の回答

本市の照会内容	法務省の回答内容	慈恵病院が考える内密出産についての回答の有無（及び内容）
<p>5 内密出産による戸籍制度への影響について</p> <p>我が国の戸籍制度は、日本国民の国籍とその親族的身分関係(夫婦、親子、兄弟姉妹等)を戸籍簿に登録し、これを公証する制度であり、また、人の身分関係の形成(婚姻、離婚、縁組、離縁等)に関与する制度でもあります。</p> <p>上記第1の内密出産によって出生した子について、父母の戸籍に入らない単独戸籍を作成することとなった場合、母の氏名等の身元情報を秘匿することが結果的に単独戸籍を発生させることとなり、戸籍制度の趣旨、目的に反することになるとも考えられますが、いかがでしょうか。</p>	<p>妊婦が身元を明らかにしないまま子を出産することについて医療機関が支援をすることの当否等については、法務省の所掌に属さないことから、意見を述べることは差し控させていただきます。</p>	<p>○ 慈恵病院が考える内密出産について回答なし。</p>
<p>6 特別養子縁組について</p> <p>特別養子縁組には、原則として、父母の同意が必要とされていますが(民法第817条の6)、上記第1・6のとおり、氏名等の身元情報を明らかにしない仮名による母の同意によって、特別養子縁組を行うことは可能でしょうか。</p> <p>また、母の意思の確認ができない場合、父母の同意が不要であるとして、内密出産によって出生した子の特別養子縁組は可能でしょうか。</p>	<p>特別養子縁組の成立要件は、民法第817条の2以下に規定されている(養親となる者の夫婦共同縁組、養親となる者の年齢、養子となる者の年齢、父母の同意、縁組の必要性等)。これによれば、特別養子縁組を成立させるためには、原則として「父母の同意」があることを要する(民法第817条の6本文)が、例外的に「父母がその意思を表示することができない場合」や「養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」には、父母の同意を要しないこととされている(同条ただし書)。もっとも、これらの要件を充たすか否かの判断は、具体的事件が係属する裁判所において判断されるべきものであるから、法務省として、一概に回答することは困難である。</p>	<p>○ 慈恵病院が考える内密出産について回答なし</p> <p>〔 回答は困難とのことから、特別養子縁組の可否は不明。〕</p>

慈恵病院が考える内密出産についての国の回答

厚生労働省の回答

本市の照会内容	厚生労働省の回答内容	慈恵病院が考える内密出産についての回答の有無及び内容
<p>1 子どもの出自を知る権利について</p> <p>児童の権利に関する条約第7条第1項は、児童はできる限りその父母を知る権利を有すると規定し、児童福祉法第1条においても、全て児童は児童の権利に関する条約の精神にのっとり福祉を等しく保障される権利を有すると規定しています。</p> <p>また、いわゆる内密出産制度は、諸外国において、出自を知る権利を保障するために法制度が整備されてきたという経緯があります。</p> <p>しかし、上記第1の内密出産では、母の氏名等の身元情報を民間病院が安全かつ永久的に保管していくことができるのか、また、将来において、子どもが自らの出自に関する情報を知りたいたいと考えると、いつ、どのようないずれの手続きを経て当該情報が公開されるのか、さらには、母が当該情報の開示を拒否する意思を示した場合に、子どもと母の双方の利益衡量をどのように判断するか等についても明らかではありません。</p> <p>また、当該病院は、妊婦が内密出産を希望しない場合には匿名出産を行うとしており、内密出産と比較して、子どもの出自を知る権利が担保されない可能性がさらに高まることから予慮されます。</p> <p>このようになら第1の内密出産は、子どもの出自を知る権利を侵害するものとして、児童の権利に関する条約第7条第1項の趣旨に反しないか、ご教示ください。</p> <p>また、児童福祉法第2条第1項は、全ての国民が児童の最善の利益を優先して考慮すべきことを規定していますが、当該病院が上記第1の内密出産を行うことは、子どもの出自を知る権利を侵害し、児童の最善の利益に反するものとして、児童福祉法第2条第1項に違反しないか、ご教示ください。</p> <p>併せて、児童福祉法第2条第3項は、国及び地方公共団体が、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことを規定し、同法第3条の3第1項は、市町村が児童の福祉に関する支障に係る業務を適切に行わなければならないことを規定していますが、市町村が上記第1の内密出産を適法なものとして取り扱うことが、児童福祉法第2条第3項、同法第3条の3第1項に違反しないか、ご教示ください。</p>	<p>「子どもの出自を知る権利」については、児童の権利に関する条約で定められているとおり、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」(第7条第1項)との理念を定めている。児童福祉法(昭和22年法律第164号)の総則規定においても、児童の権利に関する条約の精神にのっとり理念が改めて規定されている。</p> <p>これらの規定の趣旨を踏まえ、医療法人聖粒会(慈恵病院)が考える内密出産(以下単に「内密出産」という。)が行われる場合には、貴院において、例えば、少なくとも以下のような措置を適切に行うよう、当該病院に対し指導することが必要と考えられる。</p> <p>「内密出産」を希望する実親に対し、出自を知る権利について説明を行い、子どもへの身元情報の開示の意義を伝えること</p> <p>① 実親の氏名等の身元情報に基づき、適切に管理すること</p> <p>② 統廃合等の事情により当該病院内で身元情報を管理できなくなった場合を想定し、引継ぎ等の対策をしっかりと講じること</p> <p>③ 当該病院に対して子どもが開示請求を行った場合の開示の方法について予め整理をすること</p>	<p>○ 慈恵病院が考える内密出産について回答あり。</p> <p>「子どもの出自を知る権利」についての理念を定めている児童の権利に関する条約第7条第1項、児童福祉法の総則規定の趣旨を踏まえ、内密出産が行われる場合には、慈恵病院において、少なくとも以下の①から④の措置を適切に行うことが必要。</p> <p>① 「内密出産」を希望する実親に対し、出自を知る権利について説明を行い、子どもへの身元情報の開示の意義を伝えること</p> <p>② 実親の氏名等の身元情報に基づき、適切に管理すること</p> <p>③ 統廃合等の事情により病院内で身元情報を管理できなくなった場合を想定し、引継ぎ等の対策をしっかりと講じること</p> <p>④ 当該病院に対して子どもが開示請求を行った場合の開示の方法について予め整理をすること</p>
<p>2 要保護児童発見者の通告義務の有無について</p> <p>上記第1の内密出産により出生した子は、要保護児童(児童福祉法第6条の3第8項)に該当すると考えられるところ、要保護児童を発見した者は、児童相談所等に通告しなければならないとされています(同法第2条第5条第1項)。</p> <p>上記第1の内密出産では、当該病院は児童相談所に対して、要保護児童としての通告は行っていないもの、母の利益、個人情報を守る立場にあるため、母の同意のある範囲での通告になるとしており、通告内容に母の氏名等の身元情報は含まれていません。</p> <p>このようない通告は、要保護児童としての通告内容として、児童福祉法第2条第5条第1項に違反しないか、ご教示ください。</p>	<p>児童福祉法第25条第1項に規定する要保護児童発見者の通告義務は、要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適当であると認められる児童)の把握の端緒として設けられたものであり、内密出産により出生した子どもは現に監督保護している者がいないことから、要保護児童に該当すると考えられるため、通告義務は発生する。</p> <p>一方で、同項に規定する通告義務の対象は要保護児童であり、その親の氏名等を必ずしも要求するものではないため、親の情報を秘匿して通告を行ったからといって直ちに当該義務の違反となるものではない。</p>	<p>○ 慈恵病院が考える内密出産について回答あり。</p> <p>内密出産により出生した子どもは、要保護児童に該当すると考えられるため、児童福祉法に規定する要保護児童発見者の通告義務は発生する。</p> <p>一方で、通告義務の対象は要保護児童であり、その親の氏名等の情報を秘匿して通告を行ったからといって直ちに通告義務違反となるものではない。</p>

慈恵病院が考える内密出産についての国の回答

厚生労働省の回答

本市の照会内容	厚生労働省の回答内容	慈恵病院が考える内密出産についての回答の有無及び内容
<p>3 診療録の記載について</p> <p>医師法第24条第1項は医師の診療録記載義務について規定し、同法施行規則第23条は診療録の記載事項として、診療を受けた者の住所、氏名等を規定しています。</p> <p>上記第1の内密出産では、医師が診療録に母の仮名を記載するとともに違反しないか、ご教示ください。</p> <p>また、医師法第24条第1項及び同法施行規則第23条に違反するとした場合、同法第33条の第1号の罰則の適用があるかについて、ご教示ください。</p>	<p>診療録については、診療の経過を正確に記録しておくことが、二人の患者に対する治療方針の一貫性の担保、医師や医療機関に対する行政上の指導監督などのために重要であることから、医師や医療機関に対し、診療録を記録し、保存することを義務付けているものである。</p> <p>この診療録については、医師法第24条第1項に定めがあり、医師法施行規則第23条に記載事項として、「診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢」とある。特別な事情により、担当医に対して妊婦が実名を明かさない場合に、結果として診療録に実名ではなく仮名が記載されていたとしても、直ちに医師法(昭和23年法律第201号)違反とはいえないものであるが、一貫した治療の担保等の観点から、仮名と実名を後で紐づけることが可能となっていることが望ましい。</p>	<p>○ 慈恵病院が考える内密出産について回答あり。</p> <p>診療録の記録、保存義務については、一人の患者に対する治療方針の一貫性の担保等のために重要な事情であるが、特別な事情により、担当医に対して妊婦が実名を明かさない場合に、結果として診療録に実名ではなく仮名が記載されていたとしても、直ちに医師法違反とはいえない。</p>
<p>4 立入検査等について (医療法)</p> <p>医療法第25条第2項は、医療機関において法令に違反していることが疑われる場合の物件の提出命令や立入検査について規定しています。上記第1の内密出産について、上記照会事項1及び2については児童福祉法、同3については医師法違反が疑われるとして、当該病院に対し、母の氏名等の身元情報に係る物件について提出を命じ、又は立入検査等を行うことは可能でしょうか。</p> <p>また、母の氏名等の身元情報に係る物件について提出を命じ、又は立入検査等を行った場合、当該病院は、母があらかじめ開示に同意した範囲内でのみ情報を開示することとしており、母の氏名等の身元情報の開示には応じないとしていますが、そのような対応が医療法第25条第2項の趣旨に反しないか、ご教示ください。</p>	<p>医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項及び第2項に規定する検査は、都道府県等が、医療機関において医師法等の法令違反が疑われる場合に、適切な医療を確保する等の目的を達するために行うことができるものである。当該検査の実施の可否については、個別具体的な事案により判断するものであるが、今般お尋ねの診療録の記載については、3にあるとおり直ちに医師法違反とはいえないため、当該事案のみをもつて検査を行うことは困難である。</p> <p>なお、一般論として、仮に医師法等の法令違反が疑われる事例については法第25条第1項及び第2項の規定に基づく検査を実施する必要がある場合であっても、医療機関をはじめとする関係者に対し、検査の趣旨や必要性等を丁寧に説明し理解を得つつ検査を行う等、適切な対応に努められたい。</p>	<p>○ 慈恵病院が考える内密出産について回答あり</p> <p>当該事案(特別な事情により、担当医に対して妊婦が実名を明かさない場合に、結果として診療録に実名ではなく仮名が記載されていた場合)のみをもって、医師法違反として、医療法に規定する検査を行うことは困難。</p>
<p>5 立入調査等について (児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律)</p> <p>(1) 児童福祉法第10条第1項第3号は、市が児童の福祉に関し必要な調査及び指導を行うことを規定し、同法第25条の6は、児童相談所が要保護児童としての通告を受けた場合において、必要があると認めるときは速やかに当該児童の状況の把握を行うものとすると規定しています。</p> <p>上記1の内密出産が行われた場合、児童の出自を知る権利を保障し、児童の最善の利益(児童福祉法第2条)を図るために、母の氏名等の身元情報を確認する必要があるとして、当該病院に対し、児童福祉法第10条第1項第3号又は同法第25条の6に基づき調査を行うことは可能でしょうか。</p> <p>また、調査を行った場合、当該病院は、要保護児童としての通告を行うが、母があらかじめ開示に同意した範囲内でのみ情報を開示することとしており、母の氏名等の身元情報の開示には応じないとしていますが、そのような対応が、児童福祉法第10条第1項第3号又は同法第25条の6の趣旨に反しないか、ご教示ください。</p>	<p>個別具体的な事案の形態によるため、一概には整理が出来ないが、一般論として、児童福祉法第10条第1項第3号は「児童及び妊産婦の福祉に関し…必要な調査」を行うこと、同法第25条の6は「児童の状況の把握を行う」こととしており、必要がある場合には、保護者の身元情報についても調査しようものと考えられる。</p> <p>一方で、同法に基づき調査については、児童の状況の把握を行うために行われるものであり、その親の氏名等を必ずしも要求するものではないため、母があらかじめ開示に同意した範囲内でのみ情報を開示することとされた場合であっても、直ちにこれらの規定の趣旨に反するものとはいえないと考えられる。</p>	<p>○ 慈恵病院が考える内密出産について回答あり。</p> <p>病院が、母があらかじめ同意した範囲内でのみ情報を開示することとした場合でも、調査についての児童福祉法の規定の趣旨に反するものとはいえない。</p>

慈恵病院が考える内密出産についての国の回答

厚生労働省の回答

本市の照会内容	厚生労働省の回答内容	慈恵病院が考える内密出産についての回答の有無及び内容
<p>(2) 児童虐待の防止等に関する法律第9条は、児童虐待が行われているおそれがあるときは、児童相談所が児童の居所に立ち入り、調査又は質問を行い、「正当の理由がない」のに、これに応じない場合には、罰則の適用（児童福祉法第61条の5）があることを規定しています。</p> <p>上記第1の内密出産は、出産後に母が自ら養育を行わないことから児童虐待の防止等に関する法律第2条第3号「保護者としての監護を著しく怠ること」に該当するおそれがあるとして、母の氏名等の身元情報を確認するため、当該病院に対し、立入調査等を行うことは可能でしょうか。</p> <p>また、立入調査等を行った場合、当該病院は、母があらかじめ開示に同意した範囲内でのみ情報を開示することとしており、母の氏名等の身元情報の開示には応じないとしています。そのような対応が児童福祉法第61条の5の「正当な理由がない」に該当するかについて、ご教示ください。</p>	<p>個別具体的な事案の様態によるため、一概には整理が出来ないが、一般論として、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律82号）第2条第3号は「保護者としての監護を著しく怠ること」について児童虐待と位置付けており、内密出産の場合にも、児童虐待に該当するおそれがある場合には、同法9条に規定される立入調査を行うことは可能である。</p> <p>一方で、乳児を託す行為について、児童の遺棄に当たり、児童虐待に該当する可能性があるものの、預けられた乳児が適切に監護される仕組みになっており、安全が確保されている場合には、児童虐待には直ちには該当しないものと考えられている。内密出産についても、出産した乳児が適切に監護される仕組みになっている限りにおいて、同様の整理になるものと考えられる。</p>	<p>慈恵病院が考える内密出産についての回答あり。</p> <p>乳児を託す行為について、乳児が適切に監護される仕組みになっており、安全が確保されている場合には、児童虐待には直ちに該当せず、内密出産についても同様の整理になる。</p>
<p>6 医療保険について</p> <p>医療保険制度上、上記第1の内密出産の場合、保険の加入状況が確認できず、健康保険給付が受けられないおそれがあると考えられますが、<u>出産に係る医療費を誰がどのように負担するべきか</u>、ご教示ください。</p> <p>また、<u>出生した子の医療保険の加入について</u>、どのように取り扱うべきか、ご教示ください。</p>	<p>通常分娩を行う際の費用は自由診療に要する費用として医療機関と診療を受ける者が個別に締結する診療契約において決定されるものであるため、<u>自費負担となる</u>。その上で、<u>出産費用一時金が支給されることとなる</u>が、<u>被保険者や被扶養者が出産したという事実を証明できない場合には、出産費用一時金の支給は困難である</u>。</p> <p>また、<u>異常分娩の際には、保険給付として療養の給付を受けることもあり得るが、仮名や匿名で保険診療を行うことはできない</u>。</p> <p>出生した子の医療保険の加入については、例えば、児童福祉法等へ入所する場合は、<u>条例により国民健康保険の適用除外となり、児童福祉法による公費負担で医療を受けられること、特別養子縁組が成立した場合は、養親が加入する医療保険に加入することが考えられる。</u></p>	<p>慈恵病院が考える内密出産について回答あり。</p> <p>被保険者や被扶養者が出産したという事実を証明できない場合は、<u>出産一時金の支給は困難</u>。</p> <p>異常分娩の際、仮名や匿名で保険診療を行うことはできない。出生した子の医療保険の加入については、<u>特別養子縁組が成立した場合、養親が加入する医療保険に加入することが考えられる。</u></p>

慈恵病院が考える内密出産

1 相談段階

- (1) 当該病院は、匿名での出産を希望する妊婦を受け入れ、相談に応じる。
- (2) 当該病院は、氏名等の身元情報を明らかにするよう、妊婦に説得を行う。
- (3) 妊婦が氏名等の身元情報を明らかにしない場合、当該病院の新生児相談室の室長にのみ身元情報を明かして出産を行うこと（以下「内密出産」といいます。）を提案する。

2 決定段階

- (1) 内密出産
妊婦が内密出産を希望した場合、当該病院の産婦人科のスタッフ等による会議を行い、医師である副院長が病院としての意思決定を行う。
- (2) 匿名出産
妊婦が、新生児相談室の室長に対しても、一切の身元情報を明らかにせず、内密出産も希望しない場合には、母の身元情報を確認せず匿名で出産を行う（以下「匿名出産」といいます。）。

3 出産段階

- (1) 診療録には、妊婦の仮名を記載する。
- (2) 妊婦健診や出産に係る費用は当該病院が負担する。

4 出産した妊婦（以下「母」といいます。）の身元情報について

- (1) 母の身元情報の確認・管理は、当該病院の新生児相談室の室長のみが行い、出産を担当する医師、副院長その他の病院関係者は確認しない。
- (2) 母の身元情報の確認方法は、免許証、保険証等により行う。
- (3) 母の身元情報の管理方法は、免許証、保険証等をコピーし、紙媒体を施錠された防犯カメラがある部屋内の鍵付きロッカーに保管することにより行う。
- (4) 母の身元情報を免許証、保険証等で確認できない場合は、内密出産は行わない。なお、この場合に匿名出産を行うことはあり得る。
- (5) 母が日本国籍を有するかについて、当該病院は確認しない。

5 戸籍に係る届出等について

- (1) 出生届の作成は、出産を担当した医師が行い、母の名を空欄又は仮名とするかは、出産後に法務局に相談する。出生届の提出は、副院長又は新生児相談室の室長が行う。
- (2) 出生届に添付する出生証明書の作成は、医師である副院長が行い、母の名を空欄又は仮名とするかは、出産後に法務局に相談する。
- (3) 当該病院は、戸籍法に基づく法務局の調査において母の身元情報の開示を求められた場合、母の同意が得られない限り、調査に応じない。

6 特別養子縁組について

- (1) 内密出産で出生した子については、特別養子縁組を検討する。
- (2) 特別養子縁組に係る母の意思確認については、母が仮名で作成する文書（以下「申述書」という。）により行う。母が文書を作成しない場合は、当該病院の日々の相談記録や診療録等に母の意思を当該病院が記載することによって行う。
- (3) 申述書については、紙媒体で、施錠された防犯カメラがある部屋内の鍵付きロッカーで保管する。申述書と出自証明書はセットで保管する。

関係条文

【児童の権利に関する条約】

第7条

- 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、出来る限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づき自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

【児童福祉法】

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第六条の三

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- 第二十五条** 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。
- 第六十一条の五** 正当の理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の仕事の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

【児童虐待の防止等に関する法律】

（立入調査等）

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあるとき、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証書を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り及び調査又は児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

【戸籍法】

第三条

③ 管轄法務局長等は、市町村長から戸籍事務の取扱いに關する照会を受けたときその他前項の規定による助言若しくは勧告又は指示をするために必要があると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができる。

第十五条 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。

第四十九条 出生の届出は、十四日以内（国外で出生があつたときは、三箇月以内）にこれをしなければならない。

② 届書には、次の事項を記載しなければならない。

- 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
- 出生の年月日時分及び場所

三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍

四 その他法務省令で定める事項

③ 医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会つた場合には、医師、助産師、その他の者の者の順序に従つてそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第五十二条 嫡出子出生の届出は、父又は母がこれをし、子の出生前に父母が離婚をした場合には、母がこれをしてしなければならない。

② 嫡出でない子の出生の届出は、母がこれをしなければならない。

③ 前二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、左の者は、その順序に従つて、届出をしなければならない。

第一 同居者

第二 出産に立ち会つた医師、助産師又はその他の者

④ 第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。

第五十七条 棄児を発見した者又は棄児発見の申告を受けた警察官は、二十四時間以内にその旨を市町村長に申し出なければならない。

② 前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名をつけ、本籍を定め、且つ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調書に記載しなければならない。その調書は、これを届書とみなす。

【国籍法】

（出生による国籍の取得）

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

- 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

【出生証明書の様式等を定める省令】

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定に基づき、出生証明書の様式等を定める省令を次のように定める。

第一条 医師、助産師又はその他の出生立会者が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載し、記名押印又は署名をしなければならない。

- 子の氏名及び性別
 - 出生の年月日時分
 - 出生の場所及びその種別（病院、診療所又は助産所で出生したときは、その名称を含む。）
 - 体重及び身長
 - 単胎か多胎かの別及び多胎の場合には、その出産順位
 - 母の氏名及び妊娠週数
 - 母の出生した子の数
 - 出生証明書作成の年月日
 - 出生証明書を作成した医師、助産師又はその他の立会者の住所
- 第二条** 出生証明書の記載は、別記様式によらなければならない。

関係条文

【民法】

(父母の同意)

第八百七十七条の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならぬ。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(子の利益のための特別の必要性)

第八百七十七条の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

【刑法】

(秘密漏示)

第三十四條 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(公正証書原本不実記載等)

第一百五十七條 公務員に対して虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

【刑事訴訟法】

第二百三十九條 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができ、

② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

【医師法】

第十九條 診療に従事する医師は、診療治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んでほならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十四條 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない。

第三十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第三項、第十八條、第二十條から第二十二條まで又は第二十四條の規定に違反した者

【医師法施行規則】

第二十三條 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日

【医療法】

第二十五條 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づき処分違反に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に関係のある場所にある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。